

7 相殺

弁護士 上里 美登利

1 不法行為債権等を受働債権とする相殺禁止の一部緩和(法案509条)

以下の債務を除き、不法行為債権等を受働債権とする相殺が可能となった。

- ① 悪意(単なる故意ではなく「損害を与える意図」を含む。)による不法行為に基づく損害賠償の債務
 - ② 人の生命又は身体の侵害による損害賠償の債務
- ※①②とも、債権を他人から取得した場合には、相殺可能。

今回の改正により、例えば、交通事故の物損については、相殺ができ、相手方が無保険の場合の無資力リスクを一定程度回避できる。

2 被差押債権を受働債権とする相殺(法案511条)

昭和45年判決(最大判昭和45年6月24日民集24巻6号587頁)以来、無制限説を前提として実務上の運用がされてきたという実態を踏まえて条文上明確化した。

①差押えを受けた債権の第三債務者は、差押え前に取得した債権による相殺をもって対抗することができることを明記した(法案511条1項)。

②差押え後に取得した債権であっても、差押え前の原因に基づいて生じたものであるときは、その第三債務者は、その債権による相殺をもって差押債権者に対抗することができるとした。ただし、第三債務者が差押え後に他人の債権を取得した場合は、相殺できない(法案511条2項)。

3 相殺の場合の充当関係につき、判例に則った定めを置いた(法案512条)。

当事者の合意がない場合は、相殺適状に達した債権から相殺対象となり、法定充当の定めにより、費用、利息、元金の順に充当することが定められた。